

## 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取扱いについて

### 1 特定事業所集中減算の概要

各居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等（※1）の提供総数のうち、正当な理由なく、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める居宅サービス計画の割合が80%を超えている場合には、特定事業所集中減算として、判定期間に呼応する減算適用期間中のすべての居宅サービス計画に係る居宅介護支援費について1月につき200単位を所定単位数から減算します。

※1 訪問介護サービス等とは  
指定訪問介護、指定通所介護、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。）、指定地域密着型通所介護

### 2 判定期間、後志広域連合への報告期限、減算適用期間等

毎年度2回、以下の判定期間において作成した居宅サービス計画を対象とし、次の「4 判定方法」に基づき算定した結果、減算の要件に該当した場合は、以下の減算対象期間中の居宅介護支援の全てについて、1月につき200単位の減算が適用されます。

	判定期間	報告期限	減算適用期間
前期	3月1日から 8月末日まで	9月15日	判定期間後の10月1日から3月31日まで 減算
後期	9月1日から 2月末日まで	3月15日	判定期間後の4月1日から9月30日まで 減算

※80%を超えているにもかかわらず、期日までに報告がなされない場合は理由の有無に関わらず減算が適用されることとなりますのでご注意ください。

※平成30年度については、前期の判定期間が4月1日～8月末日となります。

### 3 判定様式

- 様式1「居宅介護支援費における特定事業所集中減算届出書（提出用兼保存用）」
- 様式2「理由書（「正当な理由」（5）又は（6）の場合）」

### 4 判定方法

- 様式1にて、判定期間中に作成した居宅サービス計画数の総数を算出。
- (1)のうち、訪問介護サービス等が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出。
- 訪問介護サービス等それぞれを位置付けた居宅サービス計画について、サービス提供事業所として最も多く居宅サービス計画に位置付けた事業所を、その事業所を運営する開設法人別に件数をカウント。
- (3)の結果、訪問介護サービス等それぞれにおいて最も紹介件数の多かった法人を特定。
- (4)で特定した法人について、その紹介率を算出  $\{(3) \div (2) \times 100\}$  した結果、訪問介護サービス等いずれか1つでも、紹介率が80%を超えた法人があった場合は減算適用となる。

### 5 正当な理由の範囲

「4 判定方法」により80%を超えた場合、超えるに至った理由について「正当な理由」がある場合には、特定事業所集中減算の適用を受けません。

後志広域連合では、次に掲げる場合のみを正当な理由と判断します。

(1) 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合

- ・みなし指定の事業所については、介護サービス情報公表システムの情報を基本として、その他地域包括支援センターで把握している情報等を活用し、実態を踏まえてカウントすること。

(例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合 紹介率最高法人である訪問介護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、減算は適用される。

(例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として4事業所が所在する地域の場合は、紹介率最高法人である訪問介護事業者、通所介護事業者それぞれに対して、減算は適用されない。

(2) 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合

(3) 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合

(4) 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

(例) 訪問介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合は、紹介率最高法人である訪問介護事業者に対して減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して減算は適用される。

(5) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合

具体的には次の2つの場合があります。

- ① サービスの質が高いと客観的に判断できる事業所である場合
- ② 利用者にとって必要なサービスが提供される事業所である場合

①及び②を適用するためには、居宅介護支援事業所が公平・中立の立場で、利用者が事業所を選択するために必要な情報（実施地域内の事業所個々のサービス内容が比較できる資料等）を提示した上で、その情報に基づいて利用者が実施地域内の事業所についてそれぞれ比較検討し、①か②について評価することで特定の事業所を選択するに至った場合は、正当な理由として認められます。

以上の場合、様式2において、どのような理由により特定の事業所に集中したかを詳細に記載してください。

※事業者が不当な誘導等によって、利用者の自由な事業所選択を阻害していると認められる場合は、正当な理由に該当しません。

<参考>

○「サービスの質が高い」ものと考えられる例

・訪問介護の「特定事業所加算」や通所介護等の「サービス提供体制加算」等、サービスの質が向上するための体制整備を条件としている加算を届け出ている（加算を届け出していないが、同等の体制にあるものとして拳証資料を提出した場合を含む）。

・福祉用具貸与において、他社と同一品目、同程度のサービスにもかかわらず低廉な価格で提供している。  
など

○利用者にとって必要なサービスが提供される場合の例

・通院等乗降介助がある、喀痰吸引が可能であるなど、何故必要であるかを説明できること。

(6) その他正当な理由と後志広域連合長が認める場合

当該事項を適用する際は、個別にその適用について判断する。

(例) 他の居宅介護支援事業所の廃止等により、引継先として利用者を引き受けたために80%を超えた場合